

単位互換に関する実施要項

(実施学部、学科及び専攻科)

1 単位互換は、次に掲げる大学及び短期大学並びに高等専門学校(以下「大学等」という。)の学部、学科及び専攻科で実施する。

福井大学	教育学部 医学部 工学部 国際地域学部
福井県立大学	経済学部 生物資源学部 海洋生物資源学部 看護福祉学部
仁愛大学	人間学部 人間生活学部
仁愛女子短期大学	生活科学学科 幼児教育学科
福井工業高等専門学校	専攻科
福井工業大学	工学部 環境情報学部 スポーツ健康科学部
敦賀市立看護大学	看護学部
福井医療大学	保健医療学部

(履修科目及び単位数)

2 (1)特別聴講学生が履修できる授業科目は、受入大学等が定め、他の大学等へ通知する。

(2)特別聴講学生が互換できる単位数の上限は、各大学等において定めるところによる。

(特別聴講学生の受入手続等)

3 (1)特別聴講学生を志願する学生は、派遣大学等の定める期間に手続を行う。

(2)派遣大学等は、希望学生を授業科目ごとに取りまとめ、受入大学等の長又は当該部局の長へ受入を依頼する。

(3)受入大学等は、受入の可否を派遣大学等へ通知する。

(4)派遣大学等は、出願学生に速やかに受入の可否を通知する。

(ガイダンスの実施)

4 (1)派遣大学等は、希望学生に対するガイダンスを行う。

(2)受入大学等は、特別聴講学生に対するガイダンスを行う。

(「特別聴講学生証」の発行)

5 受入大学等は、特別聴講学生証を発行する。

(履修期間)

6 特別聴講学生としての履修期間は、履修する授業科目の開設年度又は開設学期とする。

(試験の実施方法)

7 (1)試験等の実施については、受入大学等の定めるところによる。

(2)派遣大学等と受入大学等の試験日時が重複した場合は、受入大学等の授業科目の試験を優先させるものとする。

(成績の通知、管理及び成績証明書の発行)

8 (1)受入大学等は、特別聴講学生の成績を派遣大学等へ通知する。

(2)受入大学等は、特別聴講学生の成績原簿を保管する。

(3)成績証明書は、原則として派遣大学等が発行する。なお、特別な場合は、受入大学等においても発行することができる。

(施設等の利用)

9 特別聴講学生が履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供与する。

(特別聴講学生に係る通知)

- 10 (1)派遣大学等は、派遣学生が休学、退学等をした場合は、受入大学等に連絡する。
(2)受入大学等は、特別聴講学生が履修している授業の変更、試験日程等について、派遣大学等に連絡する。

(実施連絡協議会)

11 本実施要項による単位互換を円滑に実施するため、実施連絡協議会を置く。

(改正)

12 本実施要項の改正は、各大学等の教務担当責任者間の協議により行う。

附則(平成 16 年 3 月 29 日)

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 21 年 3 月 31 日)

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 23 年 3 月 31 日)

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 25 年 3 月 31 日)

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 26 年 6 月 30 日)

この要項は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附則(平成 28 年 3 月 31 日)

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 29 年 3 月 31 日)

- 1 この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2 この要項施行の際、現に福井医療短期大学に在籍する者の、単位互換に関する実施については、なお従前の例による。